

【HP掲載用】

平成20年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平成21年9月

沖 縄 県

目 次

第 1 趣旨	1
第 2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	2
(2) 再任用職員の採用の状況	2
(3) 退職の状況	2
(4) 職員数の状況	3
2 職員の給与の状況	
1 総括	
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	4
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	4
(3) 特記事項	4
(4) ラスパイレス指数の状況	4
(5) 給与改定の状況	4
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	5
(2) 職員の初任給の状況	7
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	7
3 一般行政職の級別職員数等の状況	
(1) 一般行政職の級別職員数の状況	8
(2) 昇給への勤務成績の反映状況	8
4 職員の手当の状況	
(1) 期末手当・勤勉手当	8
(2) 退職手当	9
(3) 地域手当	9
(4) 特殊勤務手当	10
(5) 時間外勤務手当	15
(6) その他の手当	15
5 特別職の報酬等の状況	18
6 公営企業職員の状況	
(1) 水道事業	18
(2) 工業用水道事業	22
(3) 病院事業	26
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	30
(2) 年次休暇の状況	30
(3) 特別休暇等の状況	31
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	32
(2) 懲戒処分の状況	33
5 職員のサービスの状況	
営利企業等の従事許可の状況	33
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況	33
(2) 勤務成績の評定の状況	35
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	35
(2) 公務災害補償の状況	36

第3	人事委員会の業務の状況	
1	職員の競争試験及び選考の状況	
(1)	採用試験の実施状況	36
ア	上級試験	36
イ	中級試験	36
ウ	初級試験	37
エ	警察官試験	37
オ	身体障害者を対象とした採用選考試験	37
カ	採用試験の実施日程	37
(2)	採用選考の状況	38
(3)	昇任試験の実施状況	38
(4)	昇任選考の状況	39
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	40
3	勤務条件に関する措置の要求の状況	42
4	不利益処分に関する不服申立ての状況	43

平成20年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成20年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成20年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成20年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	77	37	3	31	148
事務職	38	30	3	16	87
技術職	39	7	0	15	61
警 察 職	68	0	25	11	104
教 育 職	0	0	0	362	362
企 業 職	6	0	0	490	496
現 業 職	0	0	0	1	1

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

(1) 一般行政職 (2)から(5)までに掲げる職員以外の職員

(2) 警察職 公安職給料表が適用される職員

(3) 教育職 教育職給料表が適用される職員

(4) 企業職 沖縄県企業職員

(5) 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成20年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	11	59	70
事務職	4	45	49
技術職	7	14	21
警 察 職	3	4	7
教 育 職	31	0	31
企 業 職	2	6	8
現 業 職	2	4	6

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成20年度）

（単位：人）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普 通 退 職	分 限 免 職	懲 免 戒 職	失 職	死 亡 退 職	任 満 了	
一般行政職	200	57	18	0	0	0	3	13	291
警 察 職	34	35	18	0	0	0	2	7	96

教 育 職	274	106	30	1	2	0	5	0	418
企 業 職	27	0	330	0	0	0	0	140	497
現 業 職	11	5	1	0	0	0	0	0	17

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

(各年4月1日現在。単位：人)

区 分 部 門		職 員 数			対前年増減数			平成20年度分の主な増減理由
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
一般行政部門	議会	42	42	41	0	0	△1	事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等
	総務企画	800	778	769	△6	△22	△9	
	税務	189	186	179	3	△3	△7	
	民生	478	457	402	△5	△21	△55	
	衛生	634	628	620	△19	△6	△8	
	労働	111	110	110	△2	△1	0	
	農林水産	1,075	1,063	1,032	△20	△12	△31	
	商工	211	215	212	△2	4	△3	
	土木	836	825	799	△5	△11	△26	
	小 計	4,376 (21)	4,304 (23)	4,164 (53)	△56 (0)	△72 (2)	△140 (30)	
特別行政部門	教育	13,798	13,622	13,474	△152	△176	△148	児童生徒数の減に伴う減 法令基準の充足による増
	警察	2,823	2,844	2,855	34	21	11	
	小 計	16,621 (0)	16,466 (10)	16,329 (4)	△118 (0)	△155 (10)	△137 (△6)	
	普通会計計	20,997 (21)	20,770 (33)	20,493 (57)	△174 (0)	△227 (12)	△277 (24)	
公営企業等	病院	2,252	2,228	2,261	△32	△24	33	欠員補充 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等
	水道	302	296	274	△9	△6	△22	
	下水道	92	90	87	△2	△2	△3	
	その他	34	30	29	△2	△4	△1	
	小 計	2,680 (2)	2,644 (2)	2,651 (6)	△45 (△1)	△36 (0)	7 (4)	
	合 計	23,677 (23)	23,414 (35)	23,144 (63)	△219 (△1)	△263 (12)	△270 (28)	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考) 平成19 年度の人件費率
平成20年度	人 1,397,812	千円 578,263,645	千円 2,030,021	千円 193,141,811	% 33.4	% 35.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

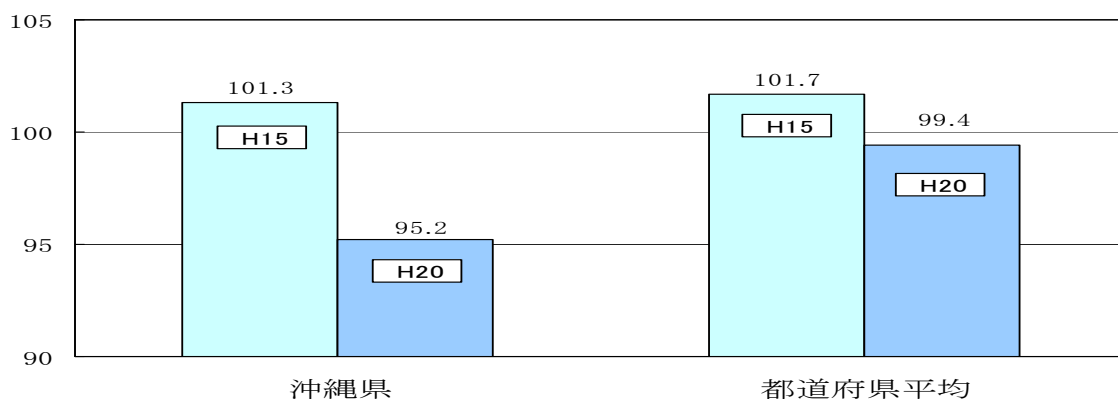
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成20年度	人 20,492	千円 90,210,232	千円 17,238,270	千円 34,745,283	千円 142,193,785	千円 6,939	千円 7,563

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10パーセント減額）し、また、平成20年4月1日から給料月額を3パーセント減額し、期末手当及び勤勉手当を2パーセント減額している。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成20年度	円 364,961	円 353,992	△10,969円 (3.10%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。なお、公務員給与は、特例条例による減額措置を受けた後の額である。

イ 特別給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給	公務員の支	較差	勧告 (改定)		

	割合	A	給月数	B	A - B	月数)	
平成20年度		月	月	月	月	月	月
		4.27	4.35	△0.08	△0.00	4.35	4.50

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	42.8歳	321,800円	370,042円	353,251円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円
都道府県平均	43.7歳	348,999円	431,898円	391,069円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A ÷ B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	48.3歳	402人	317,600円	363,249円	349,386円	—	—	—	—
うち運転士	46.4歳	97人	309,910円	354,985円	344,823円	自家用車 自動車運 転者	45.5歳	203,800円	1.74
うち用務員	51.4歳	116人	329,711円	360,993円	355,058円	用務員	53.9歳	225,900円	1.60
うち農業技術補佐員	43.3歳	80人	295,015円	374,230円	344,593円	—	—歳	—円	—
うち介助員	52.4歳	40人	348,257円	376,519円	370,951円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	50.2歳	19人	333,384円	361,702円	346,047円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	46.3歳	5人	319,906円	353,044円	343,106円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	43.0歳	8人	285,871円	351,911円	340,354円	—	—歳	—円	—
うち守衛	46.5歳	3人	298,857円	377,018円	320,857円	守衛	59.5歳	183,400円	2.06
うち調理員・調理士	50.4歳	34人	314,871円	356,380円	336,388円	調理士	43.1歳	193,300円	1.84
国	48.9歳	—人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
都道府県平均	48.4歳	—人	335,603円	390,255円	368,137円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D

沖縄県	—	—	—
うち運転士	5,748千円	2,783千円	2.07
うち用務員	5,917千円	3,227千円	1.83
うち農業技術補佐員	5,885千円	—千円	—
うち介助員	6,169千円	—千円	—
うち電話交換士	5,928千円	—千円	—
うち印刷技士	5,775千円	—千円	—
うち土木整備員	5,559千円	—千円	—
うち守衛	5,929千円	2,439千円	2.43
うち調理員・調理士	5,760千円	2,488千円	2.31

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成17年から19年までの3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.5歳	354,500円	407,813円
都道府県平均	44.6歳	396,784円	465,679円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.2歳	362,200円	416,150円
都道府県平均	43.9歳	384,425円	447,206円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.8歳	320,200円	424,974円	351,932円
国	41.7歳	327,391円	—	377,402円
都道府県平均	40.3歳	338,245円	483,553円	383,901円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算

したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	167,034円	172,200円
	高校卒	135,897円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	133,084円	—
	中学卒	125,324円	—
高等学校教育職	大学卒	187,016円	—
	高校卒	144,336円	—
小・中学校教育職	大学卒	187,016円	—
	高校卒	144,336円	—
警 察 職	大学卒	181,875円	187,500円
	高校卒	153,357円	158,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	253,757円	308,854円	359,472円
	高校卒	199,882円	250,115円	292,657円
技 能 労 務 職	高校卒	237,796円	247,932円	279,166円
	中学卒	— 円	238,790円	270,943円
高等学校教育職	大学卒	297,890円	351,129円	386,548円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	292,587円	348,341円	381,654円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	266,307円	311,467円	357,366円
	高校卒	253,599円	284,501円	326,807円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

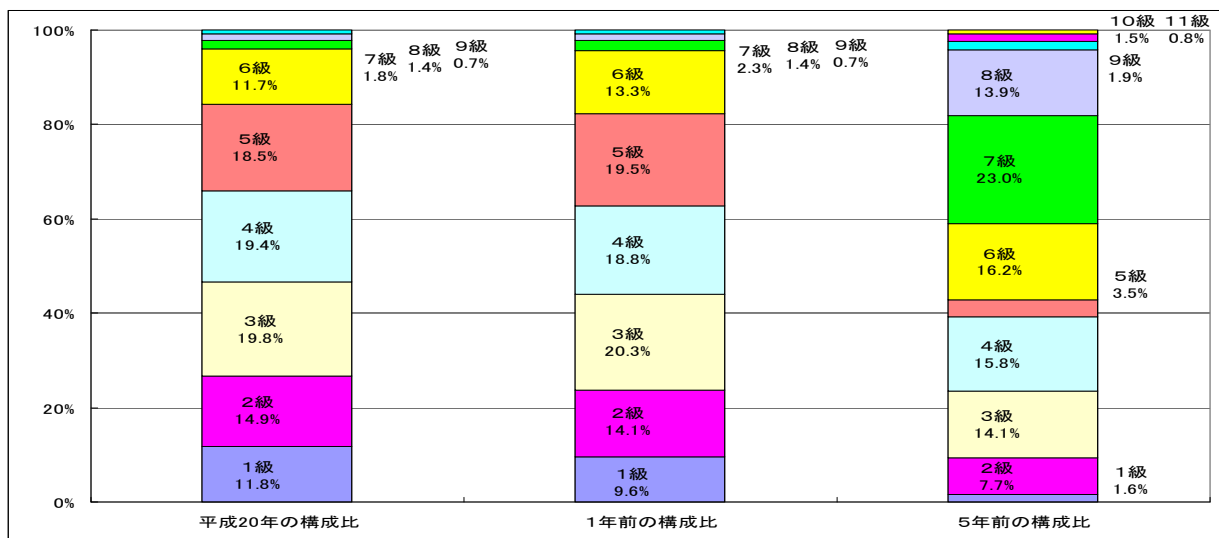
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

ア 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 主任の職務 2 主事又は技師の職務	543人	11.8%
2 級	1 副主査の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	684人	14.9%
3 級	1 主査又は主任技師の職務	908人	19.8%

	2 相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務		
4級	1 班長又は主幹の職務 2 相当高度な知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	889人	19.4%
5級	相当困難な業務を行う班長又は主幹の職務	847人	18.5%
6級	課長又は副参事の職務	537人	11.7%
7級	相当困難な業務を行う課長又は副参事の職務	83人	1.8%
8級	統括監又は参事の職務	66人	1.4%
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	33人	0.7%

- 備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
イ 級別職員の構成比



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制から9級制に変更されている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ、「特に良好、良好（標準）、良好と認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,592千円	—
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70) 月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで

管理職加算 10%	管理職加算 10%から25%まで
-----------	------------------

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好(標準)、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 一律支給

(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置
(2%から20%までの割合の額を加算)		(2%から20%までの割合の額を加算)			
(退職時特別昇給	無	(退職時特別昇給	無		
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額			
	5,680千円	26,788千円			

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		66,770千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		618,241円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	42人	16%	16%
大阪市	5人	13%	13%
名古屋市	1人	12%	12%
福岡市	1人	9%	9%
上記地域の異動保障	31人	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100% から80%まで(2年間)
医師・歯科医師	28人	13%	13%
県内全市町村	20,384人	0%	0%
平均支給率		0%	0%

備考 「国の制度(支給率)」の欄の率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
名古屋市	12%	12%
福岡市	10%	10%

上記地域の異動保障	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100%から80% まで(2年間)
医師・歯科医師	15%	15%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		730,144千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)		72,579円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)		49.1%	
手当の種類 (手当数)		47	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員(現業職員を含む。)	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官(警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。)	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円(高速道路における作業の場合は、日額840円)
自動車等警ら作業手当	特定警察官	無線自動車警らによる警らの作業	日額420円
		交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、知事公室防災危機管理課又は支庁総務・観光振興課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス取締法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員(現業職員を含む)。	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	月額12,800円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、児童相談所に勤務し現業を行う児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行	福祉に関する業務	月額6,400円

	う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等		
特殊現場作業手当	土木事務所、支庁土木建築課、農林土木事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回5,200円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで1時間310円 2 潜水深度30mまで1時間780円 3 潜水深度30m超1時間1,500円
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円（特別の場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して、銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業、銃器を所持する犯人逮捕の作業等	日額820円から日額1,640円までの範囲内の額
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等から要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回につき800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
家畜保健衛生	家畜保健衛生所に勤務する	家畜保健衛生所法第3条第1項	月額17,500円

手当	獣医師である職員	に規定する業務	
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班及び水質管理班に限る。）に勤務する職員	下水道施設における汚泥等の処理作業	月額8,400円
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱等手当	1 農林水産部森林緑地課、工業技術支援センター、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物及び劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業	
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班）、支庁土木建築課（総務用地班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	月額14,200円
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員（月額の適用を受ける職員は除く。）	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	日額600円（業務が午後6時以降の場合1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析に作業する職員	私服を着用して現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置場における被留置者の看守の作業	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	日額340円

夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛、厚生園に勤務する寮母(父)、県立学校に勤務する警備員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1 回 980円 2 2 時間以上の勤務 1 回 650円 3 2 時間未満の勤務 1 回 410円
巡回診療手当	福祉保健部医務・国保課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員(通信教育に従事することを本務とする職員を除く。)	面接指導の業務	1 時間1,500円
兼務授業手当	高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業 1 時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練の業務	給料月額10% (上限月額40,000円)
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に勤務する職員	県税に関する業務	月額9,500円から月額32,000円までの範囲内の額(滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算)
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員(校長及び教頭を除く。)	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額1,500円から日額2,100円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額1,700円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額1,700円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額1,200円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良セン	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車又は小型特	日額230円

	ター又は家畜保健衛生所に勤務する職員	殊自動車（耕うん機）の運転作業	
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）	病虫害の発生予察及び防除指導業務	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
農業教育指導手当	農業大学校に勤務する職員	農業教育指導の業務	給料月額10%（上限月額40,000円）
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
航空機整備業務手当	職員	航空法第24条に規定する一等整備士又は二等整備士としての業務	月額23,000円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務	1 事務長 月額2,000円 2 事務長以外の職員 月額4,000円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務	月額4,000円
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜に試験場衛生所に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
清しき作業手当	厚生園に所属する現業職員	入園者の死体の清しき、綿せん及び納棺の作業	日額620円
道路上作業手当	土木事務所又は支庁土木建築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	2,142,616千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	105千円

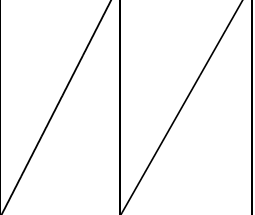
支給実績（平成19年度決算）	2,064,068千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	99千円

(6) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成20年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成20年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,551,941千円	240,545円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	異なる	所有住居 月額2,500円（住宅取得後5年間に限り支給）	2,055,069千円	163,399円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,556,229千円	92,998円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	異なる	職員と配偶者等の住居の距離について500km未満の区分を国の基準より細分化している。	197,683千円	413,563円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職	異なる	1 給料	944,181千円	585,357円

	員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ104,200円から39,700円までの範囲内の額		月額25%から10%までの範囲内の額 2 課長補佐級の支給あり		
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学に関する高度な専門知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	82,669千円	1,722,271円
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	824,069千円	614,060円
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から4%までの割合を乗じた額			1,206,434千円	794,229円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同じ	—	443,786千円	161,318円

	勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	239,628千円	118,628円	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	400,509千円	180,166円	
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	28,893千円	283,265円	
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額5,000円から月額20,200円までの範囲内の額			1,814,161千円	156,326円	
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の8% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の10%			68,231千円	361,011円	
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の10%（定時制通信教育手当を受ける者は6%）			153,526千円	336,680円	
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8%			49,812千円	368,978円	

災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額		0千円	0円
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-----	----

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,116,000円（	1,240,000	円）
	副 知 事	911,400円（	980,000	円）
議員報酬	議 長	990,000円（	—	円）
	副 議 長	850,000円（	—	円）
	議 員	760,000円（	—	円）
期末手当	知 事	（平成20年度支給割合） 3.3月分 注 平成18年4月1日から期末手当を15%減額している。		
	副 知 事	（平成20年度支給割合） 3.3月分		
退職手当	知 事	（算定方式） 124万円×在職月数×0.50	（1期の手当額） 2,976万円	（支給時期） 任期満了時
	副 知 事	98万円×在職月数×0.42	1,976万円	任期満了時

備考 1 給料及び報酬の（ ）内は、特例条例による減額措置（平成20年4月1日から、給料月額については、知事10パーセント、副知事7パーセント、期末手当については15パーセントを減額）を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成20年度	千円 15,074,387	千円 609,095	千円 2,373,596	% 15.7	% 16.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成20年度	人 270	千円 1,069,788	千円 276,528	千円 423,159	千円 1,769,475	千円 6,554	千円 7,761

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10パーセント減額し

ていた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	41.2歳	343,589円	538,686円
団 体 平 均	45.6歳	402,819円	645,516円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,567千円	1人当たりの平均支給額（平成20年度） 1,922千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(4) 退職手当（平成20年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 - 千円 28,581千円	1人当たり平均支給額 22,537千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(7) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成20年度決算）		1,216千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		405,494円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	17%	17%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げる

こととしている。

(エ) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成20年度決算）		5,478千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		54,781円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）		37.0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	112,179千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	488千円
支給実績（平成19年度決算）	110,175千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	442千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成20年4月1日現在）

--	--	--	--	--

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が不在の場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	42,088千円	256,631円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	—	37,606千円	178,229円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	43,073千円	168,913円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、次長、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同じ	—	15,025千円	653,280円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務するこ	同じ	—	30,047千円	211,600円

	とを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	19,863千円	215,900円

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成19年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成20年度	千円 285,336	千円 28,658	千円 22,656	% 7.9	% 9.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成20年度	人 4	千円 11,190	千円 3,644	千円 4,199	千円 19,033	千円 4,758	千円 7,182

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10パーセント減額していた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	30.5歳	239,650円	372,734円
団 体 平 均	45.4歳	383,062円	599,574円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,050千円	1人当たりの平均支給額（平成20年度） 1,830千円
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算 5%から20%まで	
管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算)			
(退職時特別昇給 無)			
1人あたり平均支給額			1人あたり平均支給額
- 千円			- 千円

備考 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		0千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成20年度決算)		0円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	0人	17%	17%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		77千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成20年度決算)		38,450円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)		50.0%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円 (ただし、午後6時以降1,000円加算)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工	日額300円

		事箇所で行う監督、 測量検査・調査等	
		交通の頻繁な国道、 県道、市町村道の道 路上において、交通 を遮断することなく 調査、測量、導送水 管等の弁操作、点検 若しくは修繕の作業 又はこれらの作業に 伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作 業、保守点検作業及 び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に 所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品 を取り扱う設備を分 解して行う修繕業 務、漏洩事故対応 (薬液が吹き出す程 度以上)	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	1,123千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	281千円
支給実績（平成19年度決算）	1,495千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	498千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職 の制度と 異 なる内容	支給実績 (平成19年度決 算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳 に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある 子、60歳以上の父母等） のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,0 00円 (2) 配偶者以外の扶養 親族 月額6,500円 (配偶者がいない場合 の1人目は11,000 円)（なお、16歳か ら22歳の子1人につ き5,000円加算)	同じ	—	429千円	214,500円
住居手当	1 住居を借り受け家賃 を支払っている職員に 支給 (1) 家賃が月額23,000 円以下の職員 家賃 の月額から12,000円 を控除した額	同じ	—	648千円	324,000円

	<p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円）</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>				
通勤手当	<p>通勤距離が2 km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ	—	1,236千円	309,000円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100 km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）</p>	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、次長、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額</p>	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額</p>	同じ	—	227千円	75,691円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた</p>	同じ	—	131千円	131,076円

額				
---	--	--	--	--

(3) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 平成19年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成20年度	千円 43,791,246	(純損失) 千円 2,222,423	千円 24,662,438	% 56.3	% 54.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成20年度	人 2,273	千円 9,987,287	千円 4,891,625	千円 3,679,913	千円 18,558,825	千円 8,165	千円 7,448

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10パーセント減額）し、また医師及び歯科医師を除く全職員を対象に、平成20年4月1日から給料月額を3パーセント減額し、期末手当及び勤勉手当を2パーセント減額している。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	43.6歳	598,013円	1,564,686円
看 護 師	38.9歳	324,885円	546,467円
事務職員	40.3歳	322,525円	497,404円
団 体 平 均			
医 師	43.1歳	547,455円	1,263,326円
看 護 師	37.5歳	314,839円	511,039円
事務職員	43.7歳	376,602円	608,028円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,619千円	1人当たりの平均支給額 —千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況)	

職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	
----------------------------------------------------	--

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算)			
(退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
4,666千円 25,330千円			-千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		234,423千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)		758,651円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	309人	13%	-%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	15%	-%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		660,450千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)		350,371円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)		82.9%	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円

	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務
			深夜における勤務時間が4時間以上
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満
			深夜における勤務時間が2時間未満
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務
			深夜における勤務時間が2時間以上
			深夜における勤務時間が2時間未満
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	1,671,908千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	736千円

支給実績（平成19年度決算）	1,804,640千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	784千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成20年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成20年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	259,821千円	236,632円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	—	268,589千円	184,217円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	158,746千円	98,052円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	21,523千円	489,155円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同じ	—	33,426千円	815,273円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら	同じ	—	1,002,284千円	3,254,170円

	支給) (2) 獣医師 月額8,000円以内(8年間漸減しながら支給)				
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	329,349千円	597,729円
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	320,216千円	239,862円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況(平成20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時30分	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況(平成20年1月1日から同年12月31日まで)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
750,960日	225,938日	20,250人	11日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況(平成20年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公傷休暇(公務上の傷病)	必要と認める期間

2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭しを行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母及び子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間

19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 子供の予防接種を受けさせる場合	1日
24 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
25 風水震火災その他天災地変により本人（3に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
26 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
27 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間
28 組合休暇（無給休暇）	1暦年について30日の範囲内の期間
29 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において、必要と認められる期間

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成20年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	725	725
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			2	2

地方公務員法第28条第4項により失職した者				0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者				0
合 計	0	1	727	728

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成20年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	2	5	3	11
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	1	4	0	5
合 計		1	3	9	3	16

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成20年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	76件	76件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

研修の状況（平成20年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員研修（前期、後期）	知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、沖縄の歴史と文化、県の組織、給与のしくみ、福利厚生と共済制度、交流レクリエーション、沖縄県の重点施策、施設見学、行政の情報化、沖縄の基地問題、条例規則のしくみ、体験学習（特別養護老人ホーム）、会計事務の基本、危機管理のしくみ、行政改革、心と体の健康管理等	平成20年度当初に採用された全職員及び前年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	前期 1回 後期 2回	120人 106人
【教育庁】 初任者研修会	法定研修（一般及び教科指導）	教職1年目教諭	25回	130人
【警察本部】 新採用職員研修（初	団体生活を通して、警察官としての職責の自覚と社会人としての心	平成20年度に採用された全警察官等	初任科：3回 初任補修科：	95人 101人

任科、初任補修科)	構えを養うとともに体力気力の錬成を図るための教養等		2回	
【病院事業局】 新採用看護職員研修	地方自治制度、地方公務員制度、地方公営企業法について、県立病院の概要、病院経営、給与について、県立病院の役割、臨床における接遇等	平成20年度に採用された看護職員及び前年度中途採用職員	2回	128人
一般職員第2部研修	キャリアデザイン、行政法（演習）、行政課題研究Ⅰ（ブレインストーミング）、公務員倫理Ⅰ、メンタルヘルス	初級職採用後7年経過した全職員及び上級職採用後3年経過した全職員	3回	112人
主任研修	中堅職員の役割と職場の人間関係、行政課題研修Ⅱ（ディベート）、沖縄経済社会の現状と展望、行政改革について、メンタルヘルス	平成20年度に主任に昇任した全職員	6回	265人
主査級研修	公務員倫理Ⅱ、政策形成入門、企業経営に学ぶ、メンタルヘルス	平成20年度に主査相当職に昇任した全職員	5回	202人
班長級研修	コーチング、セクシュアル・ハラスメント、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、広報と伝達等	平成20年度に本庁班長級に昇任した全職員	3回	127人
課長研修	現代管理者論、県職員の労務管理、行政改革の現状と課題、職員の健康管理、知事講話、職場における人材育成、パブリシティとマスコミ対応	平成20年度に本庁課長級に昇任した全職員	2回	95人
管理者特別研修	副知事講話及び著名人による講演	本庁課長（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員	1回	364人
【教育庁】 経験者研修（5年、10年、15・16年）	5年：実践的職務遂行能力の向上 10年：法定研修（教科指導等） 15・16年：広い視野に立った力量の向上	教職5年目、10年目、15・16年目教諭	5年：5回 10年：34回 15・16年：3回	5年：171人 10年：189人 15・16年：106人
【警察本部】 昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官	2回	5人
【教育庁】 カウンセリング実践講座	カウンセリングの理論・実践	教育相談担当者等	36回	21人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	22人 （内訳） 知事部20人 企業局2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	2回	4人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況（平成20年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定

臨時的任用職員等を除く一般職員		
【評価方法】 所属長による勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件附採用職員	所属長等	条件附採用職員の正式任用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成20年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関する事	定期健康診断	【知事部等】受診率99.1%
職員の元気回復に関する事	職員球技大会	県内8ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクの種目の中から5種目以上を実施し、延べ4,543人が参加
その他厚生に関する事	職員住宅	【知事部】4カ所(311戸) 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】1カ所(4戸)名護市 【教育庁】4カ所(357戸) 沖縄本島 176戸、久米島31戸、宮古73戸、八重山77戸 【病院事業局】3カ所(47戸) 名護3戸、宮古13戸、八重山31戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】32宿舎、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 (1)平成20年8月28日から同月29日まで 退職準備型(175人) (2)平成21年1月23日及び同年2月5日 在職充実型(延べ209人) 【教育庁】 平成20年7月28日から同年8月1日まで 生涯設計セミナー(234人) 【警察本部】 平成20年10月20日から同月22日及び平成20年10月24日 ライフサイクルプランセミナー
	職員互助会の運営	【知事部】 団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 補助金額 35,735千円 補助率 50% 会員数 5,856人 会員1人当たり補助金額 6,265円 主な給付の件数及び公費負担額 育児支援金 148件 5,097千円 芸術鑑賞等助成金 2,764件 8,101千円 宿泊施設利用助成 3,639件 8,401千円 人間ドック等助成 1,546件 7,657千円 【教育庁】 団体名 沖縄県教職員互助会 補助金額 67,927千円 補助率 44.0% 会員1人当たり補助金額 5,188円 主な給付の件数及び公費負担額 育児休業給付金 669件 15,900千円 宿泊施設利用助成 9,281件 3,161千円 人間ドック助成 6,241件 37,150千円 【警察本部】 団体名 財団法人沖縄県警察共助会 補助金額 14,755千円 補助率 15.8% (会員1人当たり補助金額5,026円)

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成20年度）

前年度末現在		認 定 件 数		年 度 末
--------	--	---------	--	-------

未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	未処理件数
		公務上	公務外		
37	180	187	2	1	27

イ 通勤災害（平成20年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
1	9	8	0	0	2

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成20年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	1,558	1,318	107	58	22.7
心理	60	54	5	2	27.0
社会福祉	132	113	13	6	18.8
電気	40	34	6	4	8.5
機械	18	12	6	3	4.0
土木	74	63	26	14	4.5
建築	33	28	8	4	7.0
化学	54	47	8	4	11.8
農業	85	78	16	9	8.7
農業土木	18	16	10	5	3.2
農芸化学	44	38	11	5	7.6
林業	20	16	6	3	5.3
計	2,136	1,817	222	117	15.5

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
学校事務	1,122	818	70	54	15.1
警察事務	204	156	5	4	39.0
計	1,326	974	75	58	16.8

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一般事務	277	167	5	2	83.5
警察事務	179	93	5	3	31.0
計	456	260	10	5	52.0

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	837	679	228	74	9.2
警察官A(女性)	213	152	25	6	25.3
警察官A(武道指導)	7	6	5	2	3.0
警察官B(男性)	907	638	156	35	18.2
警察官B(女性)	225	140	11	2	70.0
警察官B(武道指導)	1	1	1	0	—
計	2,190	1,616	426	119	13.6

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	20	15	4	1	15.0
学校事務	7	6	4	1	6.0
計	27	21	8	2	10.5

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月13日	5月13日から5月26日まで	6月29日	7月16日	8月3日から8月26日まで	9月5日
中級試験	7月18日	7月18日から8月1日まで	9月28日(10月19日)	10月10日(10月22日)	10月26日から11月10日まで	11月20日
初級試験	7月18日	7月18日から8月1日まで	9月28日(10月19日)	10月10日(10月22日)	10月26日から11月10日まで	11月20日
警察官A	5月13日	5月13日から5月26日まで	7月13日	7月25日	9月6日から9月29日まで	10月23日
警察官B	7月18日	7月18日から8月1日まで	10月19日	10月31日	11月15日から12月3日まで	12月25日
身体障害者を対象とした採用選考試験	7月18日	7月18日から8月1日まで	10月19日	10月31日	11月14日から11月21日まで	12月25日

備考 表中()内は、台風15号による延期試験(石垣会場のみ)に係る日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況(平成20年度)

職種	選考申請人数						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合計	
課長級	1	5	4			10	10
班長級	1	4				5	5

主査級	1	4	1			6	6
主事	3					3	3
科部長				1		1	1
科副部長				1		1	1
医長				5		5	5
医師	2			30		32	32
保健師	1					1	1
看護師				106		106	106
薬剤師	4					4	4
管理栄養士				2		2	2
診療放射線技師				1		1	1
獣医師	5					5	5
学校栄養職員		7				7	7
研究員			3			3	3
研究主事		2				2	2
主任専門職員		4				4	4
船員			1			1	1
計	18	26	9	146		199	199

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成20年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に2年以上 在級している者	(前期) 1次 平成20年4月26日 2次 平成20年5月8日	511	511	165	40	12.78
	短大卒業者 巡査の階級に3年以上 在級している者	3次 平成20年5月29日及 び平成20年5月30日					
巡査部長 (一般)	その他 巡査の階級に4年以上 在級している者	(後期) 1次 平成20年10月4日 2次 平成20年10月21日 3次 平成20年11月10日及 び平成20年11月11日	560	560	103	28	20.00
	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者	(前期) 1次 平成20年4月19日 2次 平成20年4月30日 3次 平成20年5月26日及 び平成20年5月27日					
警部補 (一般)	短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者	(後期) 1次	414	414	82	30	13.80
	その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者						

		平成20年9月27日 2次 平成20年10月8日 3次 平成20年10月30日及 び平成20年10月31日	417	417	83	28	14.89
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上 在級している者	1次 平成20年4月12日 2次 平成20年4月21日 3次 平成20年5月19日及 び平成20年5月20日	304	304	54	15	20.27

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成20年度）

職 種	選 考 申 請 人 数											選考承 認人数
	知 部 事 局	議 会 長	選挙 管 理 委 員 会	代表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部 長	企 業 局	病 院 事 業 局	合 計		
部長級	10							2	1	13	13	
統括監級	26				3		4	2	3	38	38	
課長級	67	2		2	6		9	4	3	93	93	
班長級	107				41		2	1	4	155	155	
主査級	91	1			32	2	4	3	5	138	138	
主任技師	62						1	1	13	77	77	
主任研究員	10									10	10	
主任保健師	6									6	6	
主任医師	2									2	2	
助教授	1									1	1	
医療部長									1	1	1	
看護部長									6	6	6	
事務部長									3	3	3	
科部（副）長									10	10	10	
医長									12	12	12	
科技師（副）長									2	2	2	
看護主幹									6	6	6	
主任看護師									14	14	14	
主任専門員					2					2	2	
船長（主幹級）					1					1	1	
一等航海士					1					1	1	
船長（主査級）							2			2	2	
計	382	3		2	86	2	22	13	83	593	593	

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(平成20年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成20年10月9日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表については、職員給与が民間給与をわずかに下回るものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を総合的に勘案すると、改定を行わないことが適切である。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当 昨年、国は勤勉手当を0.05月引き下げ、年間の期末手当及び勤勉手当の支給月額を4.50月としたが、本県は民間の特別給の支給割合が所定内給与の4.26月分であったことから、勤勉手当を0.1月引き下げ、年間の期末手当及び勤勉手当の支給月数を4.35月としたところである。 本年の期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合が所定内給与の4.27月分であり、昨年とほぼ同じ月数であること、また国や他の都道府県との均衡及び職員の士気への影響など諸事情を考慮し総合的に勘案すると、改定を行わないことが適切である。</p> <p>(3) 初任給調整手当 人事院は、国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題になっていることから、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当の最高限度額を引き上げる勧告をしている。本県においても医師の人材確保は重要な課題であることから、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。</p> <p>(4) 特殊勤務手当 特殊勤務手当については、制度本来の趣旨や社会情勢の変化等を踏まえ、昨年までに一定の見直しが行われているが、引き続き国及び他の都道府県の状況を考慮しながら、手当ごとの業務の実態等を精査し、適切な見直しに努める必要がある。</p> <p>(5) 教職員の給与関係 ア 新たな職の設置に係る給与 学校教育法の改正により学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、本年4月から副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職が設置できるとなったことから、教育委員会においては、来年4月から新たな職を設置する方針を決定した。 本委員会としては、新たに設置する主幹教諭については、その職務内容の複雑、困難及び責任の度がこれまでの教諭と異なることから、職務及び職責に応じた給与面での処遇を図るため、新たな職務の級を設置する必要があると判断した。</p> <p>イ 教職員給与のあり方 教職員の給与については、平成18年6月に公布・施行された「行政改革推進法」、平成18年7月に閣議決定された「基本方針2006」及び平成19年3月の「中央教育審議会答申」において、見直しの検討が求められた。これを受けて、国においてはメリハリのある教員給与体系実現のための検討が進められており、一部手当については本年度から見直しが行われたところである。 今後の国の検討・見直し状況を注視しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切な見直しに努める必要がある。</p> <p>2 給与構造改革について</p> <p>(1) 地域手当 地域手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間は、地域手当の級地区分ごとに人事委員会規則で定める暫定的な支給割合としており、国の改定に合わせ平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給割合を改定する必要がある。</p> <p>(2) 勤務実績の給与への反映 管理職員については、平成18年度から勤務評価を行い、その実績を給与へ反映させているところであるが、引き続き管理職以外の職員についても制度の構築に努める必要がある。</p> <p>3 勤務時間の見直し 人事院は職員の勤務時間について、民間準拠を基本とし、また、仕事と生活の調和にも寄与するものとして、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に短縮し、平成21年4月から実施することを勧告している。 本県においても、今後の国及び他の都道府県の動向等に留意し、早い時期に実施できるよう努める必要がある。</p>	

なお、勤務時間の短縮にあたっては、公務能率の一層の向上を努め、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことを基本とすべきである。

4 公務運営について

(1) 新たな人事評価制度の整備

知事部局においては、平成18年度から管理者を対象に実施していた人事評価制度について、評価期間、評価体制等の見直しを行い、平成20年4月から新たに制度として実施しているところである。人事評価制度の運用にあたっては、客観性、公正性を担保し、その信頼性や納得性を高めていくことが重要であり、常に十分な検証、点検を怠らないことが必要である。今後、対象となる職員の範囲を広げるにあたっては、関係者との意見交換等を十分に行い、実効性の高い人事評価制度を構築することが重要である。

(2) 人材の育成

複雑・多様化する行政課題や県民ニーズに迅速・的確に対応した行政を展開するためには、その担い手である職員の育成は重要な課題である。人材の育成にあたっては、それぞれの行政分野における専門的知識・能力を一層向上させるとともに、時代の変化に対応した企画力・政策形成能力等を高めていくことが不可欠である。

各任命権者においては、人材育成基本方針に基づき、人事管理システムの整備や様々な職員研修制度の充実を図り、計画的・継続的な人材育成を推進しているところであるが、引き続き職員の資質向上や能力開発を推進していく必要がある。

(3) 年間総実勤務時間の短縮

年間総実勤務時間の短縮については、職員の心身の健康保持や公務能率の向上を図るうえで重要な課題である。各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けた様々な取組がなされているところであるが、引き続き、定時退庁の奨励や年次有給休暇等を取付しやすしい職場環境づくりなど、年間総実勤務時間の短縮に向けた取組を推進していく必要がある。

なお、時間外勤務の縮減にあたっては、管理者において適正な時間管理を行うとともに、職員の意識改革の徹底や事務の効率化などの取組を一層推進する必要がある。

(4) 心身の健康管理対策

職務が複雑・多様化し、様々なストレスが増大する状況の中、心の疾病による休職者が増えている。職員の心の健康づくりにについては、衛生委員会等において、職員や専門家の意見を取り入れながら、心身の健康保持対策を充実強化するほか、メンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための研修等の実施、円滑な職場復帰の支援対策を行うことが必要である。また、管理者においては、特定職員が業務過重とならないよう業務配分等に配慮することや職員が悩みを気軽に相談できる職場環境づくりに、なお一層取り組む必要がある。

(5) 男女共同参画社会の推進

女性職員の登用拡大については、幅広い職務経験の付与、計画的育成及び職域の拡大等に努めているが、引き続き推進していく必要がある。

また、職業生活と家庭生活の両立支援の一環として、育児短時間勤務制度が創設されているが、各任命権者においては、当該制度をはじめとした各種休暇制度について更なる普及・啓発に努める必要がある。

(6) 高齢者の職員の雇用問題

本県においては、再任用制度の導入により、高齢者の職員の一定程度を再任用しているが、満額年金受給までの空白期間が生じる退職者が増加していくことから、高齢者の職員の雇用の確保に関する問題が重要な課題となってくる。

人事院においては、公務員の高齢期の雇用確保のあり方について中間とりまとめを発表しており、本県においても、国の動向、他の都道府県の取組等に注視し、高齢期の職員の雇用問題について検討を行う必要がある。

(7) 公務員倫理の確立

行政に対する県民の信頼を確保するためには、職員一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公務員として高い倫理観や使命感を保持し続けることが肝要である。

各任命権者においては、管理者による注意喚起や服務規律の確保、研修の実施等により綱紀粛正に万全を期し、引き続き公務員倫理の確立に努める必要がある。

5 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられてものであり、情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するためのものである。

今日、複雑・多様化する行政ニーズに対し、職員は様々な分野で業務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのよ

	<p>うな職員の努力や実績に的確に報いていく必要があると考える。議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。</p> <p>なお、本年4月から平成24年3月までの期間を限った措置として、特例条例による給与減額措置が実施されている。本県の危機的な財政状況に対処するため、臨時的、特例的に行われていることを考慮するとやむを得ないものであるが、職員の生活に少なからず影響を与えているものとする。職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきである。今後、諸情勢が整い次第、本委員会の勧告に基づく給与が確保されるよう期待する。</p> <p>勧告 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正 (1) 給料表 教育職給料表(2) 及び教育職給料表(3) について、別記(省略)のとおり現行の給料表に特2級を設置すること。 (2) 初任給調整手当 医療職給料表(1) の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を410,900円とすること。 2 改定の実施時期 この改定は平成21年4月1日から実施すること。</p>	<p>勧告どおり実施</p> <p>未実施</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成20年度)

区分	前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	本年度の措置 要求件数に係る 処理件数		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	本年度の措置 要求件数に係る 処理件数	
県 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給与	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
合計	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)と

したものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成20年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不服申立て 件 数	処 理 件 数	前年度末現在	今年度の不服	年度末現在	
				未処理件数に 係る処理件数	申立て件数に 係る処理件数		未処理件数
県 分	分限処分	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	懲戒処分	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	転 任	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
合 計	1 (1)	4 (3)	3 (2)	0 (0)	3 (2)	2 (2)	

- 備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
- 2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたものすべての件数である。
- 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。